

持続可能な収集・処理体制の確立

1 資源循環処理体制の確立

【施策概要】 ごみ焼却時の熱利用や焼却灰リサイクル等、廃棄物のエネルギー利用を積極的に進めるための体制を整備します。	
令和16年度までに実施したこと	
(1) 廃棄物処理エネルギーの有効利用	
S61～	- ごみの焼却時に発生する熱を利用して、外部への熱供給と発電を行っています。発電した電気は工場の運転に使用するとともに、余剰電力を電力会社に売却しています。 - 今後のごみ処理体制の構築にあたり、ごみ焼却エネルギーのより効率的な回収や有効利用が可能となるよう調査・検討を行います。 - ごみ焼却により発電した電力の余剰分を地下鉄3路線へ供給し、脱炭素化の取り組みを行います。
R6	
(2) 焼却灰リサイクルの推進	
H20～	埋処分量の減量、資源の有効利用を図るため、清掃工場の焼却灰をセメント原料としてリサイクルする試験を実施し、輸送・セメント製造に問題のないことを確認しました。これを受け、平成25年度から本格事業化し、リサイクル量を順次拡大して実施しています。 【R6焼却灰リサイクル量：19,411 t】
(3) 計画的な処理施設の整備等の検討	
1 清掃工場等	
H21～	- 新ごみルール開始以降、焼却ごみが大幅に減量したことに伴い、篠路清掃工場以外の3か所の工場で焼却処理が可能であると判断し、平成23年3月末をもって篠路清掃工場を廃止しました。 - 市内3か所の清掃工場による焼却ごみの安定的な処理のため、長期的な計画により設備の整備等を実施し、延命化に取り組みました。 - また、エネルギー有効利用のため、白石清掃工場の発電能力を維持する必要があることから、平成27年度からの4か年で整備を行いました。 - 発電清掃工場の更新について、基本計画（案）を取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。 - 白石破碎工場の建設工事に着工しました。
H22～	
R6～	
2 プラスチック選別センター	
H21～	「容器包装プラスチック」の安定的な処理、選別能力向上等を目的に、機械設備の更新、整備を実施しました。 - 施設の老朽化状況を踏まえながら、中長期的視点で維持管理計画を見直し、施設整備を進めています。
R4～	
(4) 駒岡清掃工場の更新計画	
H25～	- 駒岡清掃工場の更新について、エネルギー供給拠点としての役割を強化するため、より効率的なエネルギー回収を目指し、高効率発電や熱利用等を推進することを基本とした更新計画及び環境影響評価手続き等を開始しました。 - 駒岡清掃工場の更新について、地域に向けた説明会を2回実施しました。 - 基本構想の策定に向け、検討委員会を開催しました。 - 環境影響評価手続きとして、計画段階環境配慮書を縦覧し、札幌市環境影響評価審議
H26～	
H27～	

H28～	会の答申及び市長意見を受け、配慮書手続きを完了しました。 - 基本構想を策定しました。 - 環境影響評価方法書を縦覧し、札幌市環境影響評価審議会の答申及び市長意見を受け、方法書手続きを完了しました。また、準備書の作成に向けて、現地調査（秋冬）を実施しました。 - PPP／PFI導入可能性調査を実施しました。 - 基本計画（案）を取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。 - 環境影響評価準備書の作成に向けて、現地調査（春夏）を実施しました。 - 建設予定地の地質調査及び敷地造成基本設計を実施しました。 - 基本計画を策定しました。 - 実施方針を公表しました。 - 環境影響評価準備書を縦覧し、札幌市環境影響評価審議会の答申及び市長意見を受け、準備書手続きを完了しました。また、評価書の作成を実施しました。 - 建設予定地の敷地造成工事実施設計を実施しました。 - 特定事業の選定を実施しました（DBO方式にて実施）。 - 入札公告及び入札説明書の公表を実施しました（総合評価一般競争入札方式）。 - 落札者の決定及び公表を実施しました。 - 審査講評の公表を実施しました。 - 建設予定地の敷地造成工事（樹木伐採、雨水調整池の整備）を実施しました。 - 引き続き敷地造成工事（整地、法面の整備）を実施しました（敷地造成完了）。 - 特定事業契約を締結しました。 - 環境影響評価事後調査（工事中）を実施しました。 - 建設工事（建築土木工事）が着工しました。 - 建設工事（プラント工事）が着工しました。
H29～	
H30～	
R1～	
R2～	
R3～	
R4～	

問い合わせ先

(1) (2) (3) (4) 環境事業部 施設管理課

電話211-2922

2 埋立地の容量確保

【施策概要】 長期的に安定したごみ処理体制を維持するため、埋め立て処分量を可能な限り削減するとともに、計画的な用地取得や造成などにより、埋立容量を確保します。	
令和6年度までに実施したこと	
(1) 埋立地の容量確保	
S59～	- 平成27年度に山本東地区Eブロックの貯留施設造成が終了しました。また、東米里西地区の造成に向けた基盤整備（載荷盛土）を平成24年度から継続して進めています。 【R6決算額：7,204万円】 - 既存の埋立地区画については、ごみ埋立の進ちょくに合わせたえん堤のかさ上げや適正な維持管理を行うための排水処理施設の整備などを実施しました。 【R6決算額：5,237万円】 - 将来にわたり廃棄物の適正処理を維持していくため、埋立用地の確保に向けた検討を進めてきました。

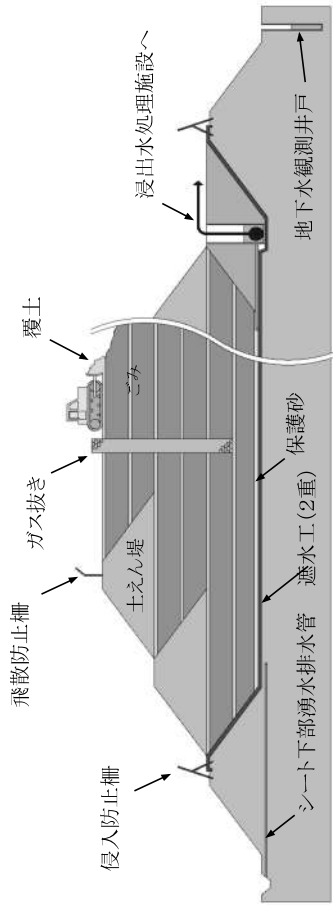
問い合わせ先

(1) 環境事業部 施設管理課

電話211-2922

備考

(1) 札幌市のごみ埋立地の構造



3 未利用資源の活用 の検討

【施策概要】 今までごみとして扱っていたものを資源として活用できないか、検討を行います。	
令和6年度までに実施したこと	
(1) 廃棄物の資源化等に向けた調査・研究	
H29～	従来リサイクルが難しかった廃棄物の再資源化等の技術開発について、情報収集を行っています。
(2) 廃棄物系バイオマスなどの再生可能エネルギーとしての活用の検討	
H25～29 H29～	- 民間企業や大学と連携してバイオコークスの試験製造を実施しました。 - バイオマス由来材料を利用した鋳鉄製造において、バイオマス由来材料の添加量や添加条件を研究し、実際に利用する際の課題、対策の検討等を行いました。
(3) 民間リサイクルルート等の更なる活用に向けた調査研究	
H29～	廃棄物系バイオマスを暖房エネルギー等としての活用に関する技術開発について、情報収集を行っています。

問い合わせ先

(1) (2) (3) 環境事業部 循環型社会推進課

電話211-2912

4 収集・処理における環境への配慮

【施策概要】 ごみ収集車両からの排出ガスの削減や、ごみ焼却時に発生するダイオキシンの抑制など、環境に配慮した収集・処理を行っています。	
--	--

令和6年度までに実施したこと	
(1) ごみ収集作業における環境負荷の低減	
H12～20	● ごみ収集車に、低公害車である天然ガス車の導入を順次進めてきました。 【※R1年度末で使用を廃止】
H19～30	● ディーゼルエンジンを搭載したごみ収集車などの車両については、環境負荷の少ないバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を進めてきました。 【H30 BDF使用ごみ収集車：8台（全て市有車、スケルトン展示車両2台含む）】 ※H30年度末で使用を廃止
H24～	● ごみ収集車などの車両には、燃費も良く、CO2排出量の少ない「クリーンディーゼル車」等の「次世代自動車」を導入することに努めています。 【R6次世代自動車（ごみ収集車等）：73台 LPG車（美化パトロール車等）：2台】
(2) 排ガス等の排出基準の順守	
H11～	● ダイオキシン類対策特別措置法などに基づき、清掃工場の排ガス・焼却灰・排水中のダイオキシン測定を行いました。 また、その他大気汚染防止法や下水道法などの関係法令に基づき、定められた物質の測定を行いました。これらの測定結果について、環境白書や清掃ホームページなどで公表を行いました。 ● 施設の機能維持を図るための定期整備や改修工事の際は、作業員のダイオキシン類ばく露防止対策に沿って適切に対策を行いました。
(3) 埋立地における環境保全対策	
S59～	● 環境負荷低減のため、埋立地からの浸出水管理を徹底するとともに、周縁地下水などの観測を行い、適正な維持管理を行ってきました。

問い合わせ先

- (1) 環境事業部 業務課
(2) (3) 環境事業部 施設管理課

電話211-2916
電話211-2922

5 不法投棄対策の強化

【施策概要】 監視体制の強化や違反者に対する厳しい指導などにより、不法投棄の未然防止に努めます。	
---	--

令和6年度までに実施したこと	
(1) 不法投棄の監視	
H6～	● 北海道廃棄物不法処理対策戦略会議、石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議及び環境犯罪対策推進連絡会議に参加し、北海道・警察・周辺自治体などの関係機関と連携を図っています。 ● 悪質・巧妙化する廃棄物の不法投棄の防止のため、容易に立ち入りができない場所を中心としたヘリコプターによる上空からの監視を実施しています。 ● 不法投棄多発地帯には、監視体制の強化や不法投棄の抑止を狙い、啓発用のぼり旗等に加え、監視カメラの設置を行っています。 【R6監視カメラ設置台数：18台】
H13～	● 専任指導員による日常のパトロールに加え、警備会社に委託して休日も含めた夜のパトロールを実施しています。 【R6不法投棄発見件数：516件】
H14～	
(2) 市民・事業者と連携した不法投棄対策	
H17～	● 「不法投棄ボランティア監視員制度」への参加者を募集し、市民と協働して、不法投棄の被害拡大の防止及び不法投棄されない環境づくりを進めています。 【R6不法投棄ボランティア監視員：305人】
H22～	● 不法投棄ボランティア監視員制度に加え、事業者の協力を得て不法投棄を監視する協定の締結を行い、不法投棄されない環境づくりを強化しています。 【不法投棄監視協定締結事業者数：8事業者】

問い合わせ先

- (1) (2) 環境事業部 事業廃棄物課

電話211-2927

1 収集・処理業務の最適化

【施策概要】 収集業務や清掃工場・埋立地などの処理業務の民間委託拡大などにより、最適化を進めていきます。	
---	--

令和6年度までに実施したこと	
(1) 効率的な収集業務の推進	
1 清掃事務所	
H23～24 H24	● 清掃事務所の業務執行体制を見直し、職員数の削減を行いました。
H25	● ごみ収集車の整備業務を民間へ委託し、職員数の削減を行いました。
H25	● 公用車運転業務を見直し、職員数の削減を行いました。
H25	● 「さわやか収集」の対象要件の緩和により、大幅な利用者数の増加が見込まれたことから、清掃事務所業務の一部委託などを行い、これまでと同じ人員で業務の増大に対応することとしました。
H26～29 H30	● 清掃事務所の業務執行体制を見直し、職員数の削減を行いました。
H26～29 H30	● 豊平清掃事務所を南清掃事務所と統合（豊平・南清掃事務所）し、職員数の削減を行いました。
2 清掃工場	
H24	● 清掃工場の業務執行体制を見直し、職員数の削減を行いました。
H25～26	● ごみの適正かつ安定的な処理体制を維持しながら、清掃工場・埋立地の処理業務などを効率化することについて、検討を行いました。
H27～28	● 駒岡清掃工場運転業務を民間へ委託し、職員数の削減を行いました。
(2) 民間活力を活用した施設整備手法の検討	
H22～	● 効率的に民間の能力を活用するため、従来単年度契約としていた、大型ごみ破砕施設・資源物選別施設などの運転管理業務の一部について、22年度より3年間の長期委託を実施しました。
H25～	● ごみ処理のさらなる効率化に向け、民間廃棄物処理施設などを活用したごみ処理について、情報収集等を行いました。
H26～	● 今後の施設整備に向けて、民間の資金・経営能力・技術力の活用が可能なPFI・PPP手法の導入可能性について検討を開始しました。
H28～R2	● 駒岡清掃工場更新事業におけるPPP/PFIの導入可能性について調査を実施し、施設的设计・建設・運営等を民間事業者に包括的に委託するDBO方式を導入する方針を決定しました。令和2年度に特定事業契約を締結しました。
R3～R5	● 白石破砕工場更新事業におけるPPP/PFIの導入可能性について調査を実施し、施設的设计・建設・運営等を民間事業者に包括的に委託するDBO方式を導入する方針を決定しました。令和5年度に特定事業契約を締結しました。

● 問い合わせ先

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 環境事業部 総務課 | 電話211-2906 |
| (1) 環境事業部 業務課 | 電話211-2916 |
| (2) 環境事業部 循環型社会推進課 | 電話211-2912 |
| (2) 環境事業部 施設管理課 | 電話211-2922 |

2 ごみ処理手数料制度の効果的な運用

【施策概要】 家庭ごみ処理手数料制度がその目的を果たしているか引き続き検証するとともに、他市町村の状況等についても、併せて調査研究していきます。また、事業ごみの処理手数料は、処理原価相当額を適正に把握したうえでリサイクルへの排出誘導の観点も考慮し、引き続き料金水準を検討していきます。	
令和6年度までに実施したこと	
(1) 家庭ごみ処理手数料	
H21～	1 指定ごみ袋制度 ● ごみ量などから、家庭ごみ処理手数料制度が目的を果たしているか、また、その効果について検証を行いました。
H21～	● 本市の家庭ごみ処理手数料の徴収方法は、4種の指定ごみ袋を用いた排出量単純比例方式を採用しています。
H21～	<<指定ごみ袋の種類と価格>> 袋の大きさ 価格/組 5リットル袋 100円 (10枚1組) 10リットル袋 200円 (10枚1組) 20リットル袋 400円 (10枚1組) 40リットル袋 400円 (5枚1組)
H21～	● 指定ごみ袋の製造・保管配送及び手数料収納など、制度の円滑な運用に努めました。
H21～	● 市民が様々な場所や時間帯で指定ごみ袋を購入できるよう、スーパーやコンビニエンスストアなどの小売店で指定袋を扱う仕組みを維持するとともに、十分な取扱店の確保に努めました。
H21～	2 減免制度 ● 子育て支援や介護支援などの観点から、次の世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を無償交付しました。
H21～	・「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者
H21～	・2歳未満の乳幼児がいる世帯
H21～	・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯（平成21年度限り）
H21～	● 道路や公園など公共の場所を、市民が自発的に清掃して出るごみについて、無料でごみステーションに排出するための専用の専用のごみ袋（ボランティア袋）を清掃事務所、区役所、土木センター、まちづくりセンターにて交付しました。
H24～	● 2歳未満の乳幼児がいる世帯に無償交付する指定ごみ袋について、10リットルと20リットルの選択制にしました。
R6	3 家庭ごみ処理手数料による施策の展開 ● 令和6年度の手数料収入は、以下の事業に充当しました。
R6	① 「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化など、家庭ごみ有料化に併せて開始した分別の収集・処理体制の構築に係る経費
R6	② 集団資源回収奨励金や電動生ごみ処理機の購入助成、ごみ減量実践事業の実施など、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進に係る経費等
R6	③ 家庭ごみの分別が進むことにより増加する「容器包装プラスチック」や「びん・缶・ペットボトル」の収集・選別に係る経費
R6	④ 「さっぽろごみパト隊」によるごみステーションの監視パトロール、排出指導など、ごみステーション問題の改善や市民サービス向上に係る経費

	⑤ 「家庭ごみ収集日カレンダー」の作成・配布やリサイクルプラザ、リユースプラザの運営管理費など、普及啓発・環境教育に係る経費
	⑥ 指定袋の製造や手数料の収納管理事務など、家庭ごみ有料化制度に係る経費
(2) 事業ごみ処理手数料	
H21～	- 事業ごみは、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられていることから、本市のごみ処理施設で処理する場合には、処理原価相当額の手数料を徴収しています。 - ごみ処理にかかる経費や景気の動向などを踏まえながら、適正な処理手数料の設定に努め、平成21年1月及び平成25年1月に手数料の改定を実施しました。
R6	令和6年に条例を改正し、令和8年1月1日から手数料の改定を実施します。

● 問い合わせ先

(1) (2) 環境事業部 循環型社会推進課	電話211-2912
-------------------------------	-------------------

● 備考

- (1) ごみ処理手数料減免制度の概要
- 「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者1か月間に使用する紙おむつの平均数量に相当する容量のごみ袋として、20リットル用指定ごみ袋1組（10枚）を、1か月に1回、おむつサービス事業により紙おむつを配達する際にあわせて配達します。
 - 2歳未満の乳幼児がいる世帯
乳幼児の月齢に応じて、2歳になるまでの間に使用する紙おむつの平均数量に相当する枚数の指定ごみ袋を組単位で無償交付します。また、平成24年8月から無償交付する指定ごみ袋の種類を10リットルと20リットルのどちらから一方の選択制にしました。

乳幼児の月齢	容量	
	10リットル	20リットル
	交付枚数	
生後0か月～3か月未満	200枚	100枚
生後3か月～6か月未満	180枚	90枚
生後6か月～9か月未満	160枚	80枚
生後9か月～1歳未満	140枚	70枚
生後1歳0か月～1歳3か月未満	100枚	50枚
生後1歳3か月～1歳6か月未満	80枚	40枚
生後1歳6か月～1歳9か月未満	60枚	30枚
生後1歳9か月～2歳未満	40枚	20枚

- (1) ボランティア袋
- 種類
10リットル用と40リットル用の2種類（燃やせるごみ・燃やせないごみ共用）
 - 対象となるごみ
 - ・屋外の公共の用に供する場所及び空き地（管理者などが明らかなものを除く）をまち美化を目的としてボランティアで清掃した際に出るごみ
 - ・ごみステーションの散乱ごみ

- ・公園や道路の街路樹から私有地に飛散した落葉など
- ・町内会など街区公園管理業務委託で収集したごみ
- ・その他市長が認めるもの
- 交付対象
清掃ボランティア活動を行う個人、町内会など団体及び事業者で、札幌市内に住所がある者
- 交付枚数
1回の申し込みで交付するボランティア袋の枚数は、10リットル用と40リットル用を合わせ、原則として、個人20枚まで、団体200枚まで
- 排出量
1回当たりの排出量の上限は、400リットルが目安

(1) 令和6年度決算 家庭ごみ処理手数料 約33億円の使いみち

項 目	
約21億円	● 新たな分別収集の開始と市民の取組の支援 （うち約16.6億円） 家庭ごみ有料化に併せて開始した分別の収集・処理体制を構築するための経費 ・ 「雑がみ」の分別収集と資源化 ・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化 ・ 焼却灰リサイクルの実施 ・ 小型家電リサイクルの促進 （うち約4.0億円） 家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費等 ・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化 ・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化
	● 家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費 集団資源回収奨励金 電動生ごみ処理機などの購入費助成 ごみ減量のための実践的取り組みに関するイベントの開催 地区リサイクルセンターの運営管理 蛍光管拠点回収・リサイクルの促進等
	● ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費 さっぽろごみバト隊による監視パトロール、排出指導の実施 ごみステーション管理器材購入費・箱型ごみステーション設置費の助成
	● 普及啓発・環境教育のための経費 家庭ごみ収集日カレンダー及びごみ分けガイドの作成・配布 リサイクルプラザ宮の沢の運営管理 リユースプラザ等の運営管理 各種啓発チラシや啓発品の配布
約1億円	● 家庭ごみ有料化を実施するための経費 指定ごみ袋の製造・保管、収納管理経費

施策6 清掃事業の最適化と安全・安心な体制の構築

3 大規模災害に備えた取組

【施策概要】
大地震等の災害に備え、災害時のごみ処理体制や震災がれきの処理方法、防災訓練等について見直し・検討を行います。

令和6年度までに実施したこと	
(1) 災害廃棄物処理計画の策定	
H24	● 「札幌市で大規模な震災が発生した場合に備える震災廃棄物等処理シミュレーション業務」を行い、被災時のがれき等処理体制について検討しました。
H25	● 札幌市及び周辺自治体で「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結し、大規模震災等の発生時における相互協力体制を構築しました。 ● 公益社団法人北海道産業廃棄物協会（現：公益社団法人北海道産業資源循環協会）と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」を締結し、大規模災害時に市内外の民間産業廃棄物処理業者の協力を得る体制を構築しました。 ● 大規模災害時における対応力の向上を図るため、災害時に想定される業務について、優先度に応じた業務の分類・整理を行いました。
H27	● 具体的な災害を想定したシミュレーション訓練を実施しました。
H30	● 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応等に必要事項を取りまとめた「札幌市災害廃棄物処理計画」を策定しました。
RI	● 災害廃棄物の出し方や、日頃からの備えなどについて、分かりやすくまとめた「ものもの時の災害廃棄物処理の手引き」を作成しました。 ● 家庭ごみ収集を委託している8社及び札幌環境維持管理協会と「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」を締結し、大規模災害が発生した場合における協力体制を構築しました。

お問い合わせ先

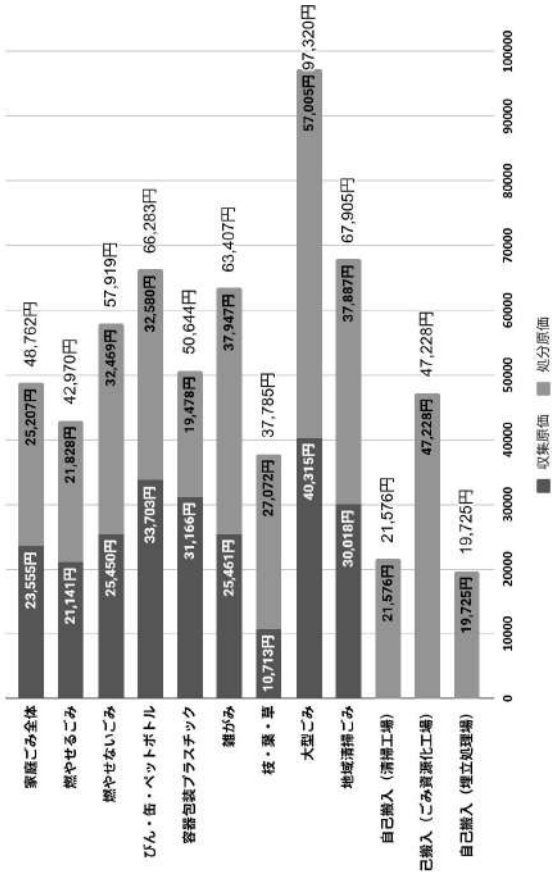
- （1）環境事業部 循環型社会推進課 電話211-2912
- （1）環境事業部 総務課 電話211-2906
- （1）環境事業部 事業廃棄物課 電話211-2927
- （1）環境事業部 業務課 電話211-2916

(1) 令和6年度指定ごみ袋取扱店への納品枚数

指定ごみ袋容量	納品枚数
40リットル	14,347,000枚
20リットル	33,599,000枚
10リットル	29,729,000枚
5リットル	18,128,500枚

(1) 処理原価の算定

ごみ種別の1トン当たりの収集・処理原価（令和6年度決算見込み）



※ ※ 自己搬入は、清掃工場等に直接搬入されるごみを処理する場合を指します。

1 ごみ処理手数料の主な改定内容（R8.1.1改定）

種 類	処理手数料（改定前）	処理手数料（改定後）
事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分するとき。	20リットルにつき130円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1キログラムにつき30円	20リットルにつき140円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1キログラムにつき36円
清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき200円	10キログラムにつき210円
ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき130円	10キログラムにつき140円
埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき200円	10キログラムにつき210円

4 広域処理の検討

【施策概要】
ごみ処理における広域的な協力体制のあり方について、他市町村と十分に協議を深めていきま
す。

令和6年度までに実施したこと	
(1) 他自治体との広域的なごみ処理に関する検討	
H25～	● 北斗市の協力のもと、焼却灰をセメント工場で原料の一部に利用する焼却灰リサイ クルを開始しました。
H28～	● 石狩市・当別町からのし尿受入れに関する協定を締結し、平成28年10月より受入れ を開始しました。
	● 本市のごみ処理の状況や社会情勢の変化を把握しながら、関係市町村等と情報交換 を行っています。
R4～	● 石狩市・当別町の可燃ごみを受け入れることについて、協議を始めました。

● 問い合わせ先

(1) 環境事業部 循環型社会推進課

電話211-2912